

泉大津市生涯学習推進計画及び泉大津市文化芸術振興計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 実施目的

令和6年度、泉大津市教育委員会では第2次泉大津市教育振興基本計画を策定し、令和10年までの間に社会教育分野が向かう方針を、「まち全体が『学びのキャンパス』として市民の人生を豊かにする学びやつながりを生み出します」と定めた。

現行の第1次泉大津市生涯学習推進計画と第3次泉大津市文化芸術振興計画に記載のない施設や施策、計画が次々と生まれるなどの過渡期を迎えるなか、新たな教育振興基本計画ならびに上述の両計画の記載内容や関連性を精査・整理したうえで、生涯学習活動や文化芸術活動を通じて、市民の「意識改革」「行動変容」が生まれるイメージを、計画策定等のプロセスを通じていかにデザインするか等、各計画のあり方について改めてその役割を明確にする必要がある。

については現行の生涯学習推進計画の終期を令和8年度末まで延長し、令和7・8年度の2か年にわたり、第2次泉大津市生涯学習推進計画と第4次泉大津市文化芸術振興計画を関連付けながら、同時並行で個別計画として策定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

泉大津市生涯学習推進計画及び泉大津市文化芸術振興計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「泉大津市生涯学習推進計画及び泉大津市文化芸術振興計画策定業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり

(3) 履行場所

泉大津市役所（泉大津市東雲町9番12号）及び市内社会教育施設

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日

(5) 予算額

14,718,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。なお、候補者決定までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市で、入札参加停止又は入札参加回避の措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれ

らの利益となる活動を行う団体等でないこと。

- (5) 泉大津市暴力団排除条例（平成24年泉大津市条例第1号）に規定する入札参加者の排除措置を受けていない者であること。
- (6) 国税及び地方税等を滞納していない者であること。
- (7) 過去10年以内に地方自治体における総合計画又は教育基本法による生涯学習の推進に関する計画若しくは文化芸術の振興に関する計画の策定支援の策定支援業務の実績があること。
- (8) 本業務の主担者は、上記（7）の業務において総括責任者又は主担者としての業務実績がある人員であること。

4. 日程

本件に関する必要書類の提出等の期限等は次のとおりとする。

(1) 質問受付期間	令和7年 8月12日（火）から 令和7年 8月22日（金）午後5時まで
(2) 質問回答期限	令和7年 8月27日（水）
(3) 参加表明書提出期限	令和7年 8月29日（金）午後5時まで
(4) 参加資格審査決定通知日	令和7年 9月 3日（水）
(5) 企画提案書等提出期間	令和7年 9月 3日（水）から 令和7年 9月16日（火）午後5時まで
(6) 辞退届提出期限	令和7年 9月16日（火）午後5時まで
(7) 一次審査結果及び二次審査実施通知	令和7年 9月19日（金）
(8) プレゼンテーション審査（二次審査）	令和7年 9月29日（月）予定
(9) 審査結果通知日	令和7年10月 3日（金）予定

5. 参加表明書、質問書、企画提案書の作成及び提出

(1) 参加表明書の提出

① 提出期限

令和7年8月12日（火）から令和7年8月29日（金）（郵送の場合は、提出期限に必着。）受付時間は午前9時から午後5時まで（土・日・祝日は除く）

② 提出書類

(ア) 参加表明書（様式1号）

(イ) 申請団体概要書（様式2号）

(ウ) 決算報告書（直前1年分に係る決算報告書一式（直近の株主総会で議決を得たもの））

(エ) 登記簿謄本

(オ) 納税証明書（滞納がないことを確認できるもの）

(カ) 印鑑証明書（法務局が発行したもの。（参加表明書提出日から遡って3ヶ月以内

に発行されたもの))

(キ) 使用印鑑届 (様式 3 号)

(ク) 障害者雇用状況報告書 (報告義務のある者)

※ただし、上記 (ウ) から (ク) については、本市の入札参加資格を有していない事業者のみ提出が必要なものとする。また、複数事業者が共同で参加表明を行う場合は、関係する全事業者の提出が必要なものとする。

③ 提出方法

提出期限までに「14. 書類提出先及び問合せ先」へ電子メール【件名：参加表明関係書類の送付について】で送信すること。提出期限までに送信がない場合、理由の如何に問わず、参加表明書は受け付けないものとする。また、提出書類の原本は、期限までに、「14. 書類提出先及び問合せ先」へ持参または郵送により提出すること（郵送の場合は、提出期限に必着。）。ただし、持参の場合に限り、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合は、遅延した時間分の提出期限を延長するものとする。原本の提出がない場合、本プロポーザルへの参加承認は取り消すものとする。

④ 参加の承認

参加承認の可否については、令和 7 年 9 月 3 日(水)に参加表明書に記載された E-mail アドレスに電子メールで通知する。

⑤ 留意事項

持参による提出の受付は、平日午前 9 時から午後 5 時までとする。

(2) 質問書の提出

① 提出期限

令和 7 年 8 月 12 日(火)から令和 7 年 8 月 22 日(金)午後 5 時まで

② 提出書類：質問書 (様式第 4 号)

③ 提出方法

電子メール【件名：質問書の送付について】により提出すること。提出の際、ファイルの種類は Word で提出すること。

④ 回答方法

質問内容及び回答をとりまとめ、質問者を伏せた上で本市のホームページ上で公開する。また、回答に対する再質問については、それが確認程度のものであったとしても、一切受け付けないものとする。

(3) 企画提案書等の提出

① 提出期限

令和 7 年 9 月 3 日(水)から令和 7 年 9 月 16 日(火)受付時間は午前 9 時から午後 5 時まで(土・日・祝日は除く)

② 提出書類

(ア) 企画提案書 (任意様式)

(イ) 見積書 (任意様式)

※積算根拠を具体的に示す内訳書を作成すること。

(ウ)事業実績調書（様式5号）

※審査において、類似事業の受託件数は本資料とともに採点する。他の資料に記載があり、本資料に記載がない場合は、採点に加えないことに留意すること。

※事業実績調書には、10件を目途に事業実績を記載すること。記入欄は、隨時コピーし、対応すること。

(エ)応募申込書兼誓約書（様式6号）

(オ)その他、提案内容の詳細を示す資料（プレゼンテーションで使用するもの）

※人件費、諸経費等の積算根拠、内訳ができるだけ詳細に記載すること。

※企画提案書は、審査終了後、情報公開請求等があった場合、公開する可能性があることに留意すること。ただし、公開する場合は、本市が期限を定め、提案者に公開する内容を確認の上、公開するものとする。期限までに回答がない場合、個人情報に該当すると判断した箇所を除き、全て公開するものとする。

※企画提案書に記載する事項については、契約締結後、確実にかつ積極的に必ず実施すること。

③ 提出方法

令和7年9月16日(火)午後5時までに「14. 書類提出先及び問合せ先」へ郵送または持参により提出すること。（郵送の場合は、提出期限に必着。）ただし、持参の場合に限り、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合は、遅延した時間分の提出期限を延長するものとする。

④ 提出部数

②の（ア）～（オ）について、各10部（正本1部、副本9部）を、企画提案書・見積書・事業実績調書・応募申込書兼誓約書・その他、提案内容の詳細を示す資料（プレゼンテーションで使用するもの）の順に、フラットファイルに格納し、提出すること。正本（1部）はA4版フラットファイルに表紙と背表紙に事業者名、業務名を明記すること。副本（9部）はA4版フラットファイルに表紙と背表紙に業務名のみを明記し、会社名等（協力会社含む）の提案事業者が特定できる事項は表示しないこと。

⑤ 留意事項

(ア)参加を辞退する場合は、辞退届（様式7号）を同様の方法で提出すること。

(イ)用紙は、日本工業規格によるA4判を縦長に用い、10.5ポイント以上のフォントを用いること。ただし、A4判によりがたい場合は、A3判の用紙を用いることも可とする。この場合は、見開きしやすいようA4判と同じ大きさに折り込むこと。

6. 審査方法

(1)委託事業者は公募型プロポーザル方式により審査する。

(2)審査は、一次審査及び二次審査の2段階審査方式により行う。

- (3)一次審査は、事務局により見積書及び事業実績調書に基づいて、評価点の高い者3者を選定する。ただし、参加表明者が3者以内の場合は一次審査を省略し、二次審査のみ実施する。
- (4)二次審査は、審査委員会により審査基準表に基づき提出書類、プレゼンテーション及びヒアリング等審査により行う。
- (5)企画提案が1者であっても審査を行い、評価点が配点合計の6割以上であった場合は、その事業者を優先交渉権者として選定する。
- (6)二次審査の結果、評価点の合計が最も高いものが優先交渉権を得るものとし、随意契約の交渉を行う。ただし、契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、次点交渉権者と交渉を行う。
- (7)評価点の合計が同点の場合、一次審査は同点の者全てを選定するものとし、二次審査は審査委員の多数決により選定する。

7. 審査項目及び評価内容

別紙「泉大津市生涯学習推進計画及び泉大津市文化芸術振興計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準表（一次審査用）」及び「泉大津市生涯学習推進計画及び泉大津市文化芸術振興計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル審査基準表（二次審査用）」のとおり。

8. 書類審査（一次審査）の実施

(1) 実施日時

令和7年9月19日（金）【予定】

(2) 審査方法

提出書類等に基づき審査する。

(3) 選定者数

3者

(4) 留意事項

- (ア)参加表明した事業者が3者以内の場合は、全ての候補事業者について二次審査を実施する。一次審査については、二次審査の採点に関して、必要な部分についてのみ行うものとする。
- (イ)一次審査の結果は、メールで送付するものとする。

9. プrezentation・ヒアリング審査（二次審査）の実施

(1) 実施日時

令和7年9月29日（月）【予定】

(2) 実施場所

泉大津市役所内会議室（予定）

(3) 実施要領

- ① 概ねプレゼンテーションを20分、質疑応答を10分とする。ただし、質疑応答については、延長する場合がある。
- ② 使用する資料は、企画提案書に添付した資料のみとする。企画提案追加資料の提出は認めない。ただし、審査会が必要であると認めたときはこの限りではない。
- ③ プrezentationへの参加者は3名までとし、本事業の主となる担当者（総括責任者等）は必ず参加すること。
- ④ プrezentationの実施の際には、社章等の企業名を特定できるものは身に着けないこと。
- ⑤ プrezentation審査は非公開とする。
- ⑥ 企画提案書等の書類審査（一次審査）により、プレゼンテーションへの参加を認めない場合がある。
- ⑦ プrezentationを実施する際には、プロジェクター等の機材を使用できるものとする。本市の備品等を使用することも可能とするが、設備の不良等による責任は一切負わないことに留意すること。また、プレゼンテーション審査の際、機材を設置する時間はプレゼンテーションの時間に含めないが、速やかに設置を行うこと。

10. 選定結果の通知

選定結果について、企画提案書を提出し、二次審査に参加した事業者に対し、令和7年1月3日（金）【予定】に通知し、本市のホームページにも同日に掲載する。なお、審査の内容及び結果に対する質問、異議は一切認めない。

11. 契約に関する事項

（1）契約の締結

優先交渉権者と本市が協議を行い、企画提案を受けた内容を基本として、委託業者に係る仕様書を確定させた上で契約を締結する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約を締結しない。

- ① 優先交渉権者の責めに帰すべき理由により、本市が指定する期日までに契約締結に応じなかつたとき
- ② 本要領に違反した場合等、契約相手としてふさわしくないと本市が判断したとき

（2）契約金額

契約金額は、企画提案時に提出された見積書の範囲内とする。

（3）契約保証金

泉大津市財務規則（昭和44年規則第7号）第114条の規定による契約保証金を納付すること。ただし、同規則第116条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

12. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2)実施要領に違反した場合。
- (3)仕様書で求められている業務内容を履行できないと判明した場合。
- (4)限度額を超えた見積書を提出した場合。
- (5)実施要領に定める方法以外で市職員、審査委員等に対して本案件について接触をはかり、接觸した事実が認められた場合。
- (6)その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合。

1 3. 留意事項

- (1)本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2)提出された書類等は返却しない。
- (3)提出された書類については、差し替え、修正、加筆等は認めない。ただし、泉大津市から要請した事項については、この限りではない。
- (4)提出された提案書等は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがある。
- (5)企画提案書及びプレゼンテーション審査等で提案された内容は、実現可能なものとして仕様書に規定されたものとみなす。実現性が低いにもかかわらず提案するようなことはしないこと。
- (6)優先交渉権が決定した後及び契約締結後においても、本プロポーザルにおいて談合その他の不正行為が発覚した場合又は事業者の役員等が贈賄等で逮捕される、情報漏洩が発生するなど社会的影響の大きい事実が発覚した場合において、契約を締結せず、又は契約を解除することがある。

1 4. 書類提出先及び問合せ先

泉大津市教育委員会事務局生涯学習課

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

TEL : 0725-33-1131 (代表)

FAX : 0725-33-0670

E-mail : syougaigakusyuu@city.izumiotsu.osaka.jp

※申請書類については泉大津市ホームページからダウンロードできます。